

寒河江市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月28日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第26号

寒河江市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

寒河江市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に、「ものは、令43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「者は、令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に、「ものは、令43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「者は、令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改める。

第17条第1項中「前条第1項の」を「、前条第1項の規定による」に、「令43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定

通知書」を「令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改め、同条第2項中「前条第2項の」を「、前条第2項の規定による」に、「令43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

様式第14号から様式第15号の2までを次のように改める。

様式第14号

令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

寒河江市福祉事務所長 様

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ				①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)				制度 受給者証番号・被保険者証番号
生年月日	年 月 日			
居住地	〒 電話番号			
フリガナ				続柄
支給決定に 係る児童氏名				生年月日 年 月 日
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額				申請に係 るサービ ス利用月 年 月 分
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額				
同支 一給 世帯 決 定 に属 する 障 害 の 他 者	氏 名		生年月日	①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法
	個人番号 :			制度 受給者証番号・被保険者証番号
	個人番号 :			
	個人番号 :			

(注1) 支払額を証する領収書を添付してください。

(注2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。

(注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼書	銀行・信用組合			本店		種目	口座番号					
	農協・労働金庫			支店		1 普通預金 2 当座預金 3 その他						
	信用組合			出張所								
	金融機関コード			店舗コード								
	フリガナ											
口座名義人												

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）
フリガナ	
氏名	
住所	〒 電話番号

様式第14号の2

令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

寒河江市福祉事務所長 様

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ			① 障害者総合支援法 ② 介護保険法	
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)	個人番号 :		制度	受給者証番号・被保険者証番号
生年月日	年 月 日			
居住地	〒 電話番号			
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額(注)	申請に係るサービス利用月	年 月分	65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無	□無 □有

(注) 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載(本人支払額があれば分けて記載)してください。

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替依頼書	銀行・信用組合 農協・労働金庫 信用組合			本店 支店 出張所	種目	口座番号				
	金融機関コード			店舗コード	1 普通預金					
					2 当座預金					
	フリガナ				3 その他					
	口座名義人									

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外(下の欄に記入)
フリガナ	
氏名	申請者との関係
住所	〒 電話番号

令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

〒	-
様	

寒河江市福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者 (保護者) 氏名		受給者 証番号										
支給決定に係る 児童 氏名												

受付年月日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
本人支払額	円	申 請 に 係 る サ ー ビ ス 利 用 月	年 月 分
支 給	□する □しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

振込先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

審査請求及び取消訴訟

- この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で山形県知事に対して審査請求することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記①の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を得ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき。

問い合わせ先

令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

〒 -
様

寒河江市福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者氏名		受給者 証番号							
-------	--	------------	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
障害福祉相当 介護保険サー ビスに係る本 人支払額（注）	円	申請に係る 障害福祉相当介 護保険サービス の利用月	年 月分
支 給	□する □しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

（注）生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）しています。

振込先	金融機関							
	口座種目							
	口座番号							
	口座名義人							

審査請求及び取消訴訟

- この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で山形県知事に対して審査請求することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を得ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき。

問い合わせ先

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。